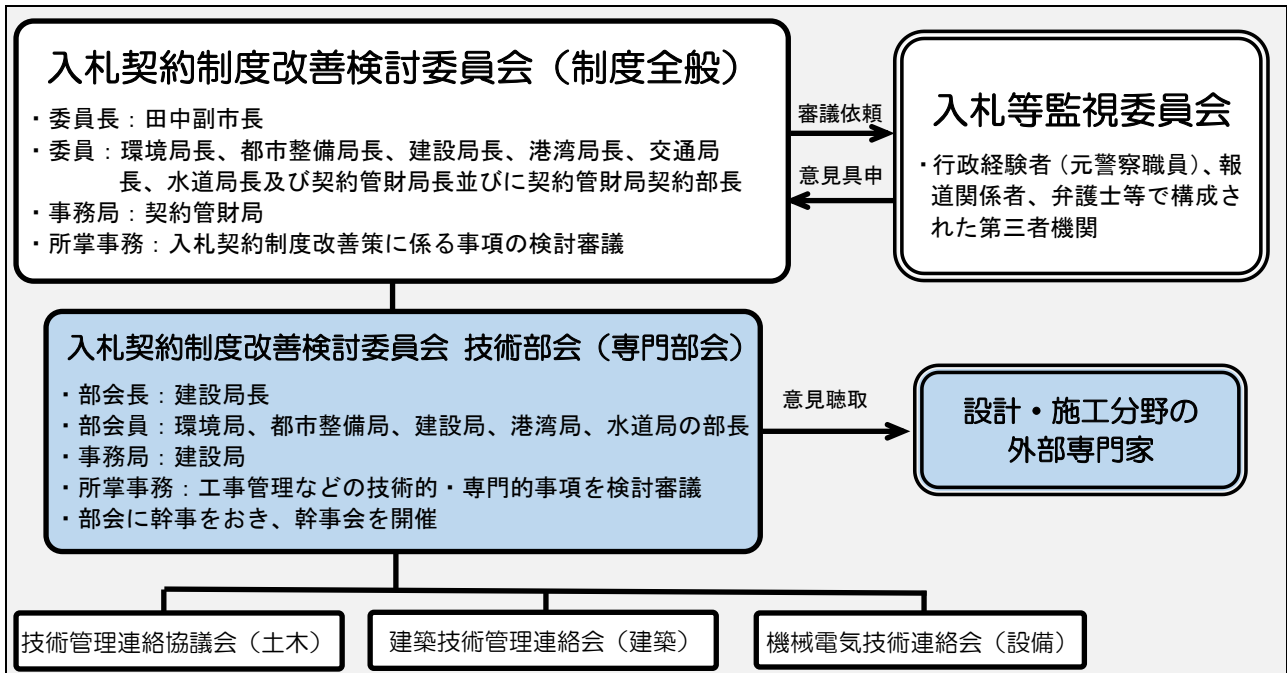


入札契約制度改善検討委員会 技術部会の設置について

建設局・水道局における不適正施工問題について、大阪市の契約制度の問題として再発防止策の検討を行うにあたって、工事管理をはじめとする技術的な取組みを検討審議する専門的な組織として、入札契約制度改善検討委員会規程第7条に基づく部会（技術部会）を設置し、入札契約制度改善検討委員会の事務の一部を分掌させる。

併せて、入札契約制度における技術的内容の改善に関する取組み、本市全体の設計、監督、検査事務の適正化推進のための取組み、並びに技術職員の技術力向上のための取組みなどについても、同部会の審議対象とし、これらの事務に携わる技術職員が主体的に検討審議できる体制を構築する。



【入札契約制度改善検討委員会 技術部会の概要】

○部会長：建設局長を部会長

環境局、都市整備局、建設局、港湾局、水道局の部長級を部会員

※ 契約管財局は、入札契約制度改善検討委員会との連絡調整役としてオブザーバー参加

○事務局：建設局 企画部工務課（工事監理担当）

○運営：

- ・技術部会の下に幹事を置き、幹事会において具体的検討を行う。さらに、これまで土木、建築、設備それぞれの分野の基幹局（建設局、都市整備局、交通局（H30 からは環境局））において、技術管理上の問題に関する情報共有などの場として設置していた協議会や連絡会を、技術部会に組み込んで、実務的な検討・審議機能を担わせるものとする。（幹事会からの依頼に基づき、検討・審議するイメージ）
- ・必要に応じて、設計・施工分野の外部専門家の意見を聴取し、制度設計に反映させる。
- ・技術部会で設計、検査、監督事務に関する技術的な内容（実務レベル）の取組みを決定する。
- ・大きな制度改正や再発防止策については、技術部会で案を取りまとめた後に、入札契約制度改善検討委員会に報告し、同委員会が、第三者機関である入札等監視委員会からの意見や助言を踏まえて、内容を決定する。

以上